

# 川崎市計量検査事務様式取扱要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、計量法（平成四年五月二十日法律第五十一号）に定めるもののほか、川崎市経済労働局産業政策部消費者行政センターが行う計量検査事務における、様式の取り扱いに関し必要な事項を定めるものとする。

(適正計量管理事業所の指定検査申請)

第2条 計量法（平成四年五月二十日法律第五十一号）第127条第1項の適正計量管理事業所の指定を受けようとする者は、同条第2項の規定に基づく申請に必要な書類のほか、指定検査申請書（第1号様式）を市長に提出するものとする。

2 前項の申請書が提出されたときは、遅延なく検査を行い、検査の結果を神奈川県知事に報告するものとする。

(定期検査に代わる計量士による検査業務の届出)

第3条 計量士が新たに川崎市内において計量法（平成四年五月二十日法律第五十一号）第25条第1項に規定する検査業務を開始するときは、市長に定期検査に代わる計量士による検査業務の届出書（第2号様式）を提出するものとする。

2 前項の届出書に変更があったときは、市長に定期検査に代わる計量士による検査業務の届出事項変更届（第3号様式）を提出するものとする。

3 第1項の届出により、検査業務を行う者は市長に検査予定計画書

(第4号様式)を提出するものとする。

(定期検査に代わる計量士による検査業務の廃止の届出)

第4条 前条において届出を行った者がその検査業務を廃止するとき  
は、市長に検査業務廃止届(第5号様式)を提出するものとする。

(その他)

第5条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は経済労働局長が  
定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、令和6年2月5日から施行する。

(関連要綱の廃止)

2 川崎市計量検査所様式取扱要綱は、廃止する。

第1号様式

## 適正計量管理事業所指定検査申請書

年 月 日

(あて先) 川崎市長

申請者 住 所  
名 称  
代表者

次のとおり、計量法第127条第1項の指定に係る同条第3項の検査を受けたいので申請します。

- 1 指定のための検査を受けようとする事業所の所在地及び名称
- 2 指定のための検査に係る責任者及び連絡先

定期検査に代わる計量士による検査業務の届出書

年 月 日

(あて先) 川崎市長

届出者 住 所  
名 称  
代表者

次のとおり、計量法第25条に基づく定期検査に代わる計量士による検査業務を開始しますので届け出ます。

- 1 事業所の所在地及び電話番号
  
- 2 代検査を行う特定計量器の種類
  
- 3 添付書類
  - (1) 計量士登録証の写し
  - (2) 基準器検査成績書の写し（賃借契約書等の写し）
  - (3) 質量標準管理マニュアル
  - (4) 代検査合格シール

第3号様式

定期検査に代わる計量士による検査業務の届出事項変更届

年 月 日

(あて先) 川崎市長

届出者 住 所  
名 称  
代表者

定期検査に代わる計量士による検査業務の届出事項に変更がありましたので届け出ます。

1 変更事項

2 添付書類



検 査 業 務 廃 止 届

年 月 日

(あて先) 川崎市長

届出者 住 所  
名 称  
代表者

次のとおり、計量法第25条に基づく定期検査に代わる計量士による検査業務を廃止しますので届け出ます。

- 1 事業所の所在地及び電話番号
- 2 検査業務を行う特定計量器の種類